

除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ
MON88302 系統（食品）に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

遺伝子組換えセイヨウナタネ「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統」については、平成 24 年 11 月 2 日付けで遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

セイヨウナタネ MON88302 系統は、*Agrobacterium* sp. CP4 株由来の改変 *cp4 epsps* 遺伝子が導入されている。

改変 *cp4 epsps* 遺伝子によって産生される 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素（改変 CP4 EPSPS タンパク質）は、グリホサートの影響を受けず、本剤の存在下でも活性を示すため、芳香族アミノ酸の合成が可能となり、植物にグリホサートに対する耐性が付与される。

3. 利用目的及び利用方法

セイヨウナタネ MON88302 系統の食品としての利用目的や利用方法は、従来のセイヨウナタネと相違がない。

4. 諸外国における申請等

これまでに、以下の国等で食品としての安全性審査の申請が進められている。

申請国	申請・確認年月	申請先
EU	2011 年 8 月申請	欧州食品安全機関 (EFSA)
オーストラリア/ ニュージーランド	2012 年 3 月申請	豪州・ニュージーランド 食品基準機関 (FSANZ)
米国	2012 年 4 月確認	米国食品医薬品庁 (FDA)
カナダ	2012 年 6 月確認	カナダ保健省 (Health Canada)